

2019年度版「特撰カタログ」掲載商品募集要領

1 事業目的

本県を支援しようとする企業等が贈答品等としてそれぞれのニーズに合った県産品を購入することができるよう、贈答品に特化した県産品カタログ（以下「カタログ」という。）を企業等に配布し、県産品の贈答活用を促進する。また、双葉町で全戸に本カタログを配付して町民の生活再建を図る事業に活用することを目的とする。

2 概要

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 特撰カタログ |
| (2) 提案・販売期間 | 2019年4月1日から2020年3月23日まで |
| (3) 主な配付先 | 首都圏及び県内の一般企業等
双葉町全世帯 |
| (4) 発行部数 | 10,000部 |
| (5) 掲載商品数 | 200商品程度 |
| (6) 販売目標 | 12,000千円（30年度実績見込み20,500千円） |

3 条件

- (1) 商品条件 次のいずれかに該当すること。
- ① 県内で生産された農林水産物であり県のモニタリング検査により出荷制限されていないもの。
 - ② 当協会特定施設県産品選定品目台帳に登録されている商品
ただし、現在未選定の商品であっても下記（イ）（ロ）（ハ）に該当し、当カタログ掲載申込みと同時に県産品申請することを条件に対象とする。
イ) 県内の原材料で、県内で製造された商品
ロ) 県内の原材料で、県外で製造された商品。
ハ) 県外の原材料で、県内で製造された商品。
 - ③ 加工品については放射能測定検査で基準値以下と確認できたもので②（イ）（ロ）（ハ）の項目に該当するもの。
（②の県産品申請が可能なもの）
 - ④ 食品については放射能測定検査結果表の写しを申込書に添付すること。
- (2) 掲載価格 掲載価格は全て「消費税抜き」「送料込み」とする。
- ① 掲載価格は価格帯区分を設ける。
A) 2,000～4,999円（消費税抜き、送料込み）

B) 5,000～9,999円(消費税抜き、送料込み)

C) 10,000円以上(消費税抜き、送料込み)

② 通年カタログのため掲載価格(消費税抜き)は、カタログ有効期間内は固定価格とする。

※2019年10月に消費税が10%に引き上げられるため、今年度の掲載価格は消費税抜きに変更いたします。

(～2019年9月:消費税8%、2019年10月～:消費税10%)

③ 沖縄・離島への冷凍品・冷蔵品の取扱いは行わない。

(3) 商品ジャンル

申込み商品は下記ジャンルとする。

<生鮮食品・加工食品>

- ① お菓子・スイーツ
- ② 農産品・農産加工品
- ③ 酒類
- ④ ドリンク
- ⑤ 健康食品
- ⑥ 麺類
- ⑦ 魚介・水産加工品
- ⑧ 肉・肉加工品
- ⑨ 惣菜・食材・たまご
- ⑩ 調味料
- ⑪ その他食品

<工芸・民芸品>

- ① 塗り物
- ② 焼き物
- ③ 張り物
- ④ 和紙・和紙製品
- ⑤ 木工品
- ⑥ ガラス製品
- ⑦ 織物・布・染め物
- ⑧ 和蠟燭
- ⑨ 履き物
- ⑩ その他工芸・民芸品

(4) 包装等

「贈答用包装」「のしがけ」等は事業者対応とする。

(5) 梱包発送

商品の梱包・発送は事業者からの直送とする。

(6) 賠償責任

申込みする事業者は生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること。加入手続中の場合は、それを証明できる書類を添付すること。

- と。
- (7) 供給体制 ①商品は年間を通し安定的に供給できること。(欠品は不可)
②数量限定の場合は、数量を表記すること。
③くだもの等季節商品については供給可能時期及び期間を表記すること。
- (8) 保存状態 商品は「常温」「冷蔵」「冷凍」いずれも可能とする。
- (9) 納期対応 受注後約1週間以内に発送を完了すること。
*大口や受注生産品、季節商品については別途協議する。
- (10) 特定原材料表示 特定原材料(7大アレルゲン)を含む商品はその内容を商品パッケージに表示していること。
- (11) 商品ストーリー PRコメント等及び、商品ストーリーを50文字程度表記すること。
(パンフレット等添付可とする。)
- (12) 取引条件 消化仕入れとする。
① 手数料率 食品=掲載価格の20%
非食品=掲載価格の30%
② 請求方法 当協会指定伝票にて請求すること。
③ 支払い条件 月末締め翌20日指定口座振り込み
*電算処理のため請求書(指定伝票)は毎月25日までに到着すること。これ以降の請求については翌月検収となる。
*指定伝票=チェーンストア統一伝票
- (13) カタログ掲載料 無料

4 選考方法

- (1) 書類確認 商品は条件に合致しているか事務局で確認する。
- (2) 選考 事務局で書類確認した商品は、当協会内部で選考する。
- (3) 採否通知 選考後速やかに採否通知する。

5 取材協力

- (1) サンプル 選考された商品はカタログ掲載のための撮影を行うため、サンプル又は画像の提供をすること。
ただし、当協会が保有している画像が流用できる場合はこの限りではない。

6 申込み方法

- (1) 申込書類 新規申込の場合 → 「特撰カタログ」新規掲載申込書(様式1)

継続申込の場合 → 「特撰カタログ」継続掲載申込書（様式2）

*継続申込の場合でも商品情報（規格・価格等）が変わる場合は新規掲載申込とする。

*当協会ホームページからも（様式1）（様式2）をダウンロードできます。

HPアドレス <http://www.tif.ne.jp/bussan/news/index.html>

(2) 申 込 先 お申し込みは①郵送、②ファックス、③電子メールのいずれかとする。

①郵送

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 7階
公益財団法人福島県観光物産交流協会 物産部 物産振興課 宛て

②ファックス

公益財団法人福島県観光物産交流協会 物産部 物産振興課 宛て
ファックス番号 024-525-4097

③電子メール

公益財団法人福島県観光物産交流協会 物産部 物産振興課 宛て
e-mail : bussan@tif.ne.jp

(3) 申 込 期 限 平成31年1月30日（水）

7 問 い 合 せ 先 物産部 物産振興課

担当 宍戸・草野

電話 024-525-4081

FAX 024-525-4097

e-mail bussan@tif.ne.jp